

モニタリング・事業促進に関する論点について（案）

1. 現状認識

- ・アクションプランにおいて、今後10年間で12兆円規模に及ぶ事業の重点的な推進とともに、新たに示された類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組が示されたところ。
- ・PFI事業全体の取組を推進するため、民間投資を喚起し、民間の創意工夫を最大限活かす観点からのモニタリングのあり方や地方公共団体におけるPFI事業促進策についての検討を行うべく、PFI推進委員会の下にモニタリング・事業促進WGが設置されたところ。

2. モニタリングについて**(1) 想定される論点（たたき台）**

第32回PFI推進委員会で提示した「主な論点（たたき台）」

○民間の創意工夫を最大限生かす観点から民間のインセンティブがより働くような指標や、サービスレベルを測定しうる指標のあり方などモニタリングで改善すべき点があるのではないか。

○収益施設の併用・活用により公的負担の軽減と民間投資を喚起する観点から、経済合理性の判断の下、他の事業からの収入を勘案しつつ、一定程度のリスクを許容する場合、より実効性のあるモニタリングを行うためにはどうすべきか。

- ・複数施設の包括化事業について、モニタリングの考え方を整理する必要があるか。その際、同種類の施設を包括化する場合と異なる種類の施設を包括化する場合では、適切なモニタリングのあり方によつてどのような違いが生じるか。
- ・モニタリングをした結果のペナルティ措置やボーナス措置をどのように考えるか。
- ・「モニタリングに関するガイドライン」はサービス購入型及び混合型

を対象としているが、独立採算型事業や収益施設の併設・活用型事業等について、ガイドラインを整備する必要があるか。

- ・先般策定した「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」についても、新たに追記すべき点はあるか。

(2) これまでいただいた各委員・専門委員からのご意見

- ・要求水準、モニタリング、支払方法のスキームが一体となって機能するのがPFIであるが、PFI以外の手法ではこれらのスキームが一般化していない。特に要求水準については、建築事務所以外のアドバイザーがいない。
- ・モニタリングの簡易化については、廃棄物施設等は重要な項目に絞ってモニタリングすることで、事務負担の量を減らしているが、病院運営の場合は要求水準や項目の設定が多岐にわたり簡易化が難しいと聞く。
- ・要求水準未達と感ずる部分についてサービス対価を減額すべきかどうかの判断が難しいことが考えられる場合の対応として、「ペナルティポイント制度」の導入は事業者に対しても注意喚起の効果あり、一定程度の規律を確保できる。
- ・ペナルティだけではなく、ボーナスの話も加えてはどうか。

(3) 地方公共団体からのご意見

- ・平時の際のモニタリングは契約に基づき着実に行う一方、不測事態におけるモニタリングの対応が重要。

3. 事業促進について

(1) 想定される論点（たたき台）

第32回PFI推進委員会で提示した「主な論点（たたき台）」

- 民間の創意工夫の発揮に資する情報提供のあり方など地方公共

団体におけるPFI事業を促進するための更なる方策を検討すべきではないか。

- ・円滑な民間提案促進の観点から、必要な情報提供や窓口体制の整備等が必要ではないか。
- ・地方公共団体等に対して専門的な助言を行う専門家の育成と地域における人材育成を進めるべきではないか。
- ・先進的な地方公共団体等の取組を参考にするべきではないか。

(2) これまでいただいた各委員・専門委員会からのご意見

- ・様々な事業手法がある中で、PFI手法が地方公共団体の選択肢として一般的な制度になるように議論していくべき。
- ・地方公共団体においては、運営権に対する関心が必ずしも高まっていない。また、起債の調達コストとの比較等の面でPFIを採用しない地方公共団体も多く、地方公共団体が事業を行いやすいような制度づくりが必要。
- ・地方公共団体は、財政負担や地元企業の関与度合い等の観点からPFIも含む全ての事業手法を検討した上でPFIを選択していないのが実情であり、なぜPFIが普及しないかということWGで議論すべき。

(3) 地方公共団体からのご意見

- ・個別施設をPFIで検討したいというニーズはあるので、PFI導入スケジュールを市の長期計画にうまくはめこむにはどうしたらいいかという視点で簡易化・柔軟化を考えてほしい。
- ・地方公共団体のネットワークがあれば、情報を得やすい。PFIに関心のある団体が集まる会議を定期的を開催するなどすればPFI手法導入促進の効果があるのではないか。